

Ⅱ 各都道府県における「介護サービス情報の公表」制度の運用に関する調査

1 公表制度運用にかかる都道府県アンケート調査について

1-1 目的

平成24年3月に厚生労働省のガイドラインが発出され、調査に関しては「都道府県知事が必要と認める際に行う」と定義されたが、多くの都道府県では、調査について消極的な都道府県が多い。

そのような中、各都道府県における公表制度の運用状況を調査することにより、全国的な制度運用の動向を認識することを目的し、各都道府県へアンケート調査を行った。

当アンケート調査の結果を迅速に集計し、その結果を調査に協力いただいた各都道府県の公表制度担当者にフィードバックすることで、各都道府県における次年度以降の介護サービス情報公表計画策定に活用していただくことも目的とした。

1-2 調査の内容

- (1) 公表制度運営にかかる体制に関する調査
 - ・ 公表センター業務の委託状況
 - ・ 都道府県における人員体制 等
- (2) 公表制度運営にかかる財源に関する調査
 - ・ 制度運営にかかる費用
 - ・ 手数料徴収の有無及び手数料額
 - ・ 国庫補助の活用状況 等
- (3) 公表制度における調査の実施に関する調査
 - ・ 指針策定の有無
 - ・ 公表計画数及び調査計画数
 - ・ 調査事務の委託状況
 - ・ 実施する調査手法及び内容 等
- (4) 公表制度全般に関する調査
 - ・ 公表制度における調査の役割

- ・公表制度の運用課題
- ・公表制度に関する要望 等

1-3 調査の実施状況

(1) 調査実施期間

①第1回調査 平成24年8月21日～9月13日

②追加調査 平成24年12月21日～平成25年1月9日※

※追加調査は、第1回調査時に未回答であった項目を補足するために実施した。

(2) 集計日時 平成24年2月末現在

(3) 協力都道府県 47都道府県（回収率100%）

(4) 集計方法

①回答不備は除外した上で集計を行う。

②自由回答については、記載内容を勘案し、要約を行った上で集計を行う。

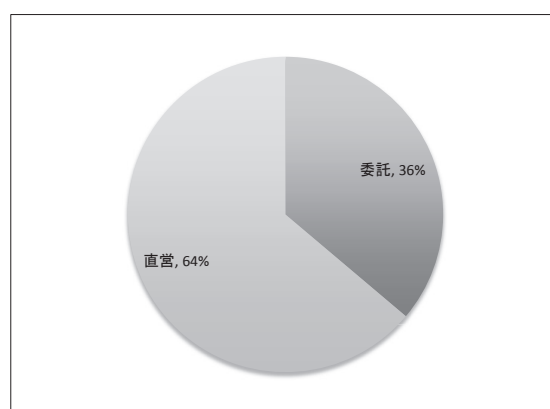
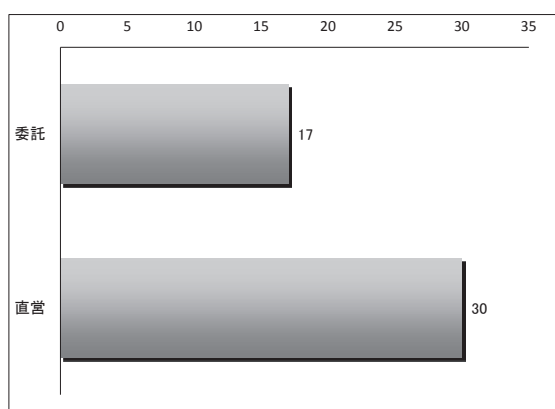
③その他に記載の項目で、選択肢とほぼ同様の内容は選択肢の集計数に含める。

2 公表制度運用にかかる都道府県アンケート調査の集計結果

(1) 都道府県における公表センターの委託状況

公表センター業務を委託している都道府県は17団体であり、30の都道府県が自ら公表業務を行っている。

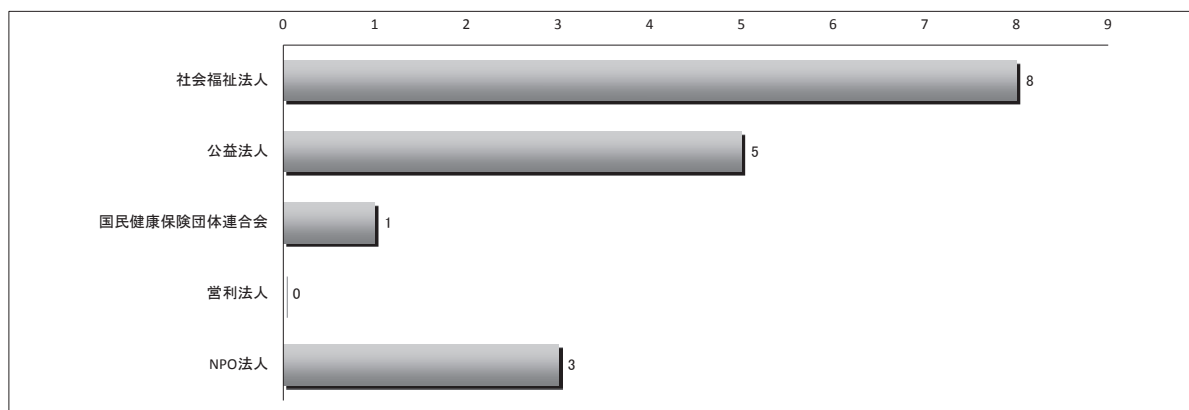
	委託	直営
都道府県数	17	30
構成比	36%	64%



(2) 都道府県における公表センターの委託法人種別（複数回答有）

公表センター業務を委託している法人の種別は、「社会福祉法人」が8団体であり、公益法人（5団体）、NPO法人（3団体）、国民健康保険団体連合会（1団体）と続いている。

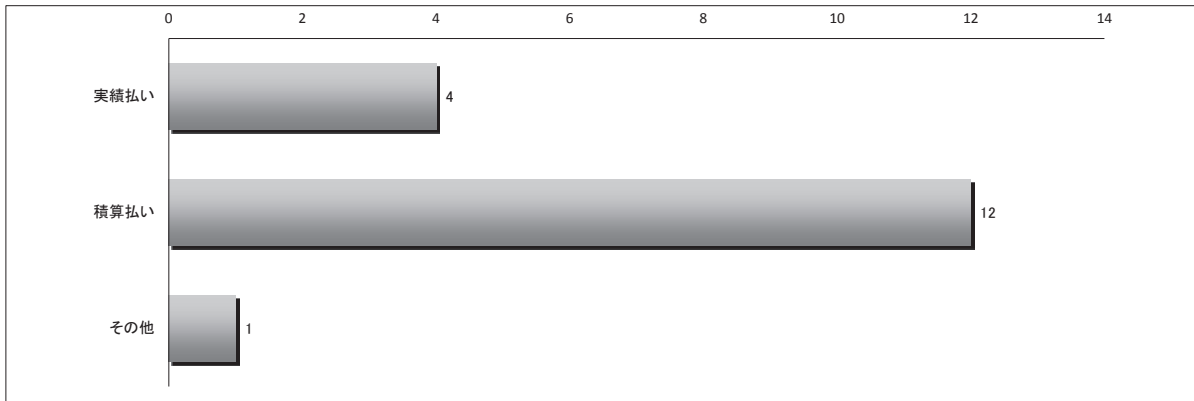
	社会福祉法人	公益法人	国民健康保険 団体連合会	営利法人	NPO法人
都道府県数	8	5	1	0	3
割合	47%	29%	6%	0%	18%



(3) 都道府県における公表センターの委託契約形態（複数回答有）

公表センターの委託業務形態は大半の委託機関が積算払い（12団体）で委託契約を結んでおり、公表件数に応じた実績払い（4団体）を行っている都道府県は少ない。

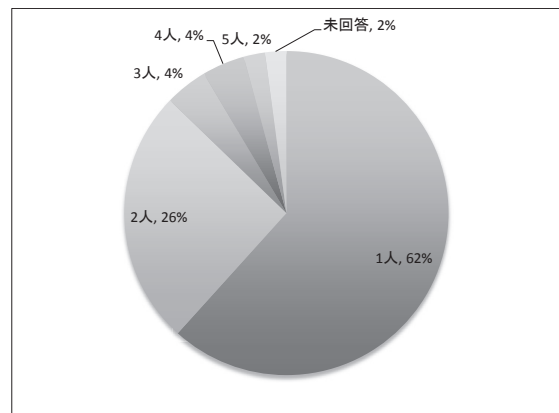
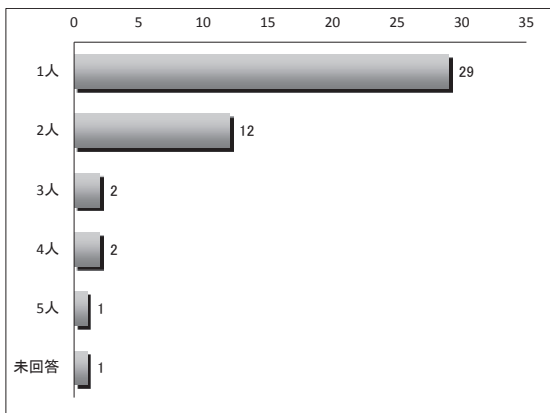
	実績払い	積算払い	その他
都道府県数	4	12	1
割合	24%	71%	6%



(4) 公表業務の実務にあたる都道府県職員数

公表業務の実務にあたる都道府県の職員体制は「1人」（29団体）が最も多く、続いて「2名」が12団体となる。また、職員体制の最大値は「5人」（1団体 岡山県）であった。

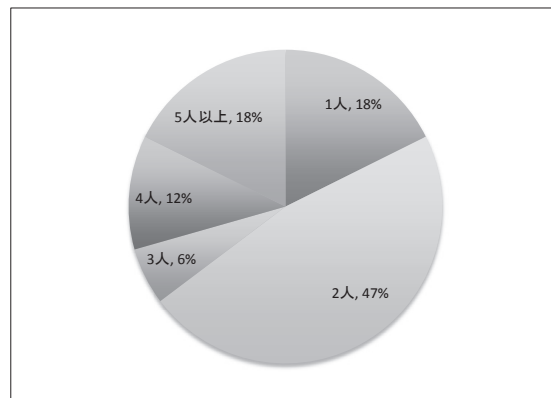
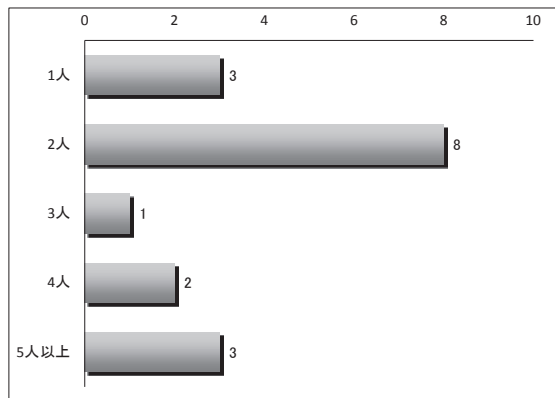
	1人	2人	3人	4人	5人	未回答
都道府県数	29	12	2	2	1	1
構成比	62%	26%	4%	4%	2%	2%



(5) 公表業務の実務にあたる公表センター職員数

公表センターの職員体制は、「2人」が8団体と最も多く約半数を占めている。続いて「1人」、「5人以上」が3団体である。

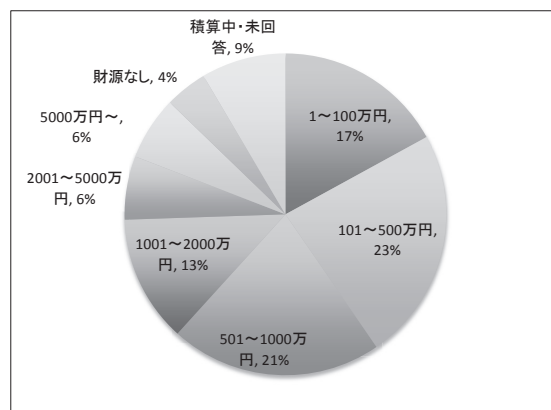
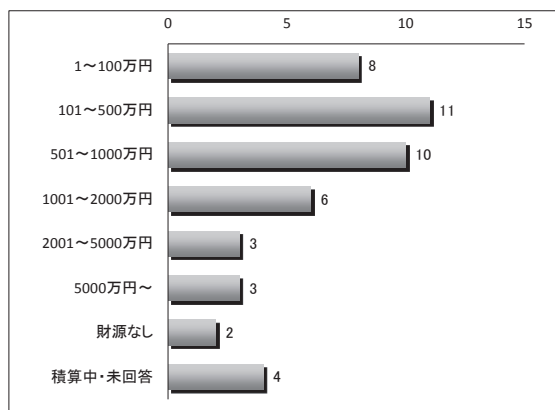
	1人	2人	3人	4人	5人以上
都道府県数	3	8	1	2	3
構成比	18%	47%	6%	12%	18%



(6) 都道府県における公表制度運営にかかる費用

公表制度の運用にかかる費用は、都道府県により「財源無し」から「5000万以上」まで様々である。

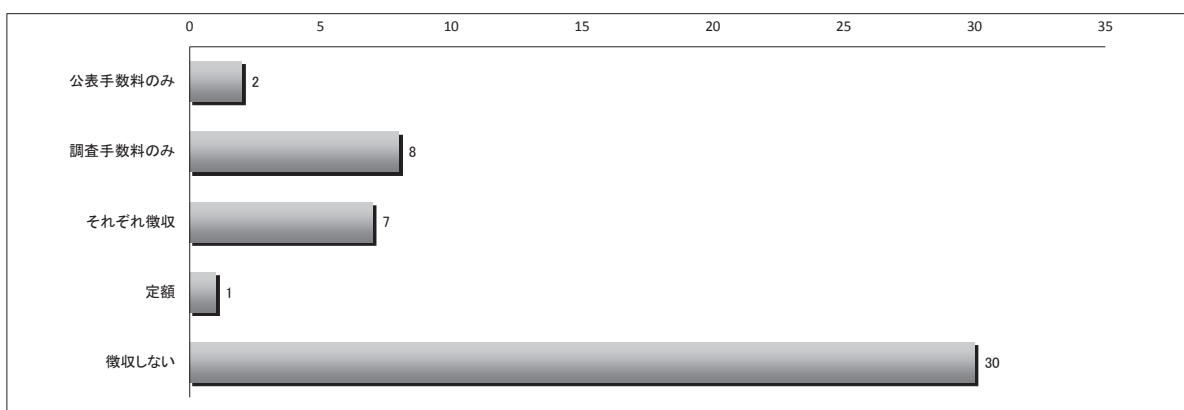
	1~100万円	101~500万円	501~1000万円	1001~2000万円	2001~5000万円	5000万円~	財源なし	積算中・未回答
都道府県数	8	11	10	6	3	3	2	4
構成比	17%	23%	21%	13%	6%	6%	4%	9%



(7) 都道府県における手数料の徴収状況（複数回答有）

情報公表にかかる手数料を徴収していない都道府県が30団体であった。手数料を徴収している都道府県においては、「調査手数料のみ」が8団体「公表手数料、調査手数料をそれぞれ徴収する」が7団体となっている。

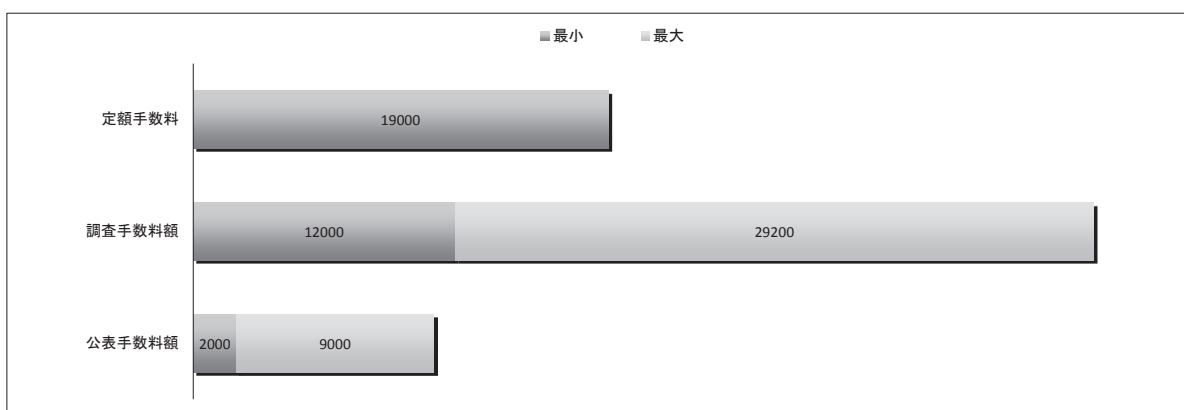
	公表手数料のみ	調査手数料のみ	それぞれ徴収	定額	徴収しない
都道府県数	2	8	7	1	30
割合	4%	17%	15%	2%	64%



(8) 都道府県における手数料額（最小値／最大値）

公表手数料、調査手数料は、都道府県により手数料額に大きな差が見られる。

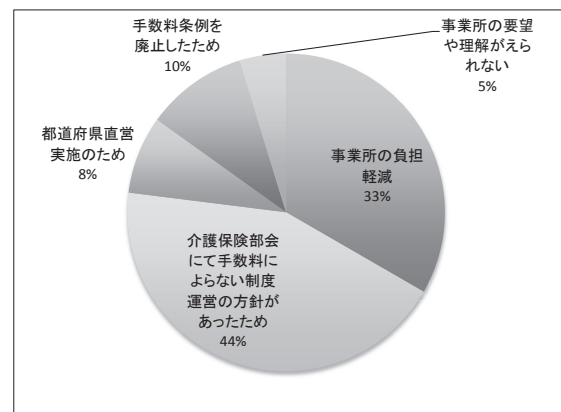
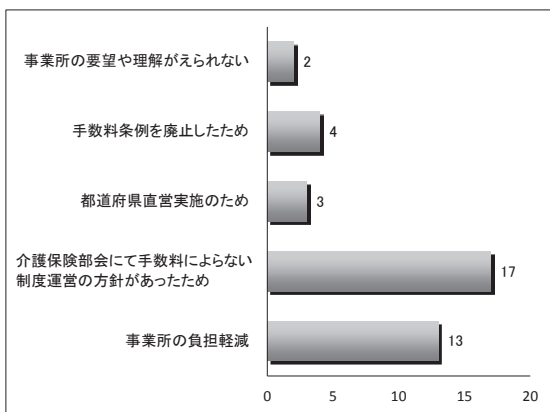
	最小	最大
公表手数料額	2000円	9000円
調査手数料額	12000円	29200円
定額手数料	19000円	



(9) 都道府県において手数料を徴収しない理由

手数料を徴収しない理由としては「介護保険部会にて手数料によらない制度運営の方針があったため」(17団体)と、「事業所の負担軽減」(13団体)との理由に大別される。続いて「手数料条例を廃止したため」(4団体)との理由であった。

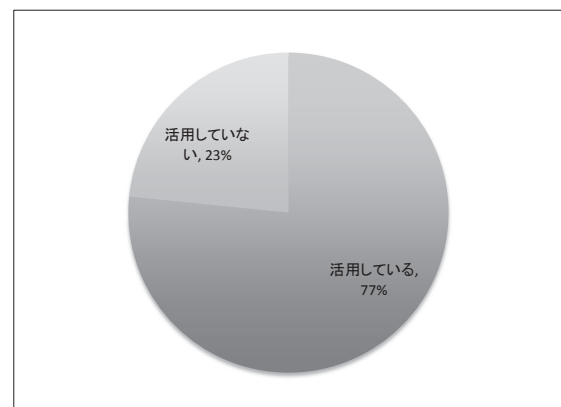
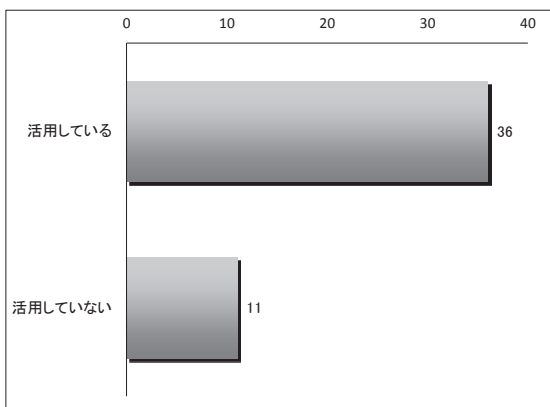
	都道府県数	構成比
事業所の負担軽減	13	42%
介護保険部会にて手数料によらない制度運営の方針があったため	17	55%
都道府県直営実施のため	3	10%
手数料条例を廃止したため	4	13%
事業所の要望や理解がえられない	2	6%



(10) 都道府県における国庫補助の活用状況

公表制度に係る国庫補助を活用している都道府県は36団体であり、活用していない都道府県は11団体である。

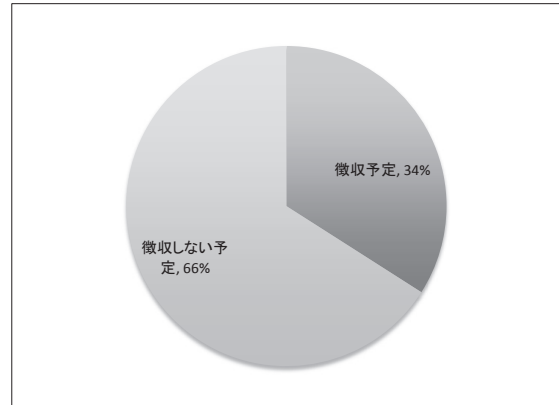
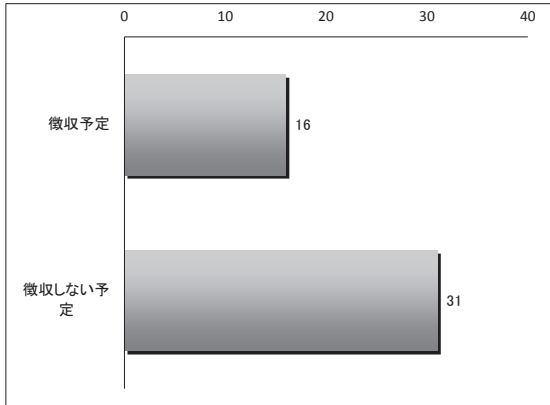
	活用している	活用していない
都道府県数	36	11
構成比	77%	23%



(11) 都道府県における次年度以降の手数料の徴収予定

次年度以降に手数料を徴収しない予定の都道府県は31団体であり、徴収予定の都道府県は16団体である。

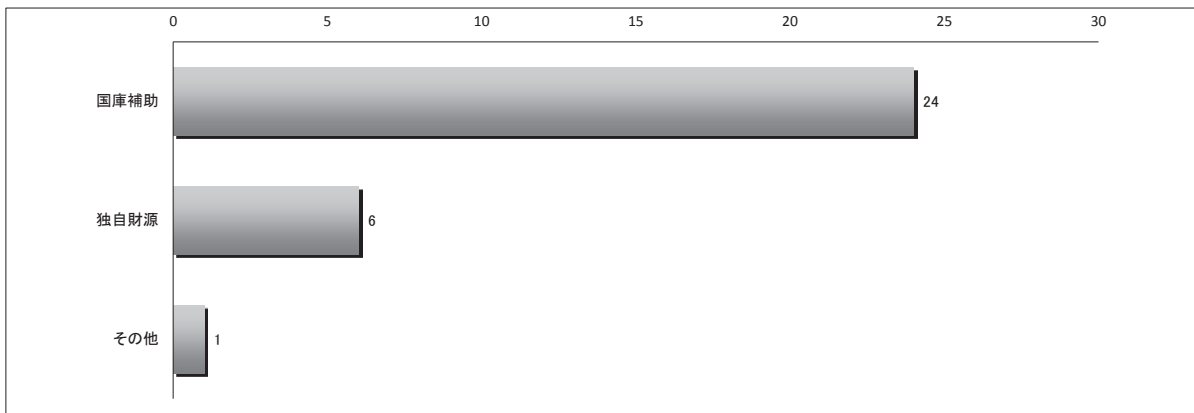
	徴収予定	徴収しない予定
都道府県数	16	31
構成比	34%	66%



(12) 手数料を徴収しない場合の公表制度運用にかかる財源（複数回答有）

手数料を徴収しない予定の都道府県においては、国庫補助を活用する予定の都道府県が24団体であり、独自財源を充てる都道府県は8団体である。

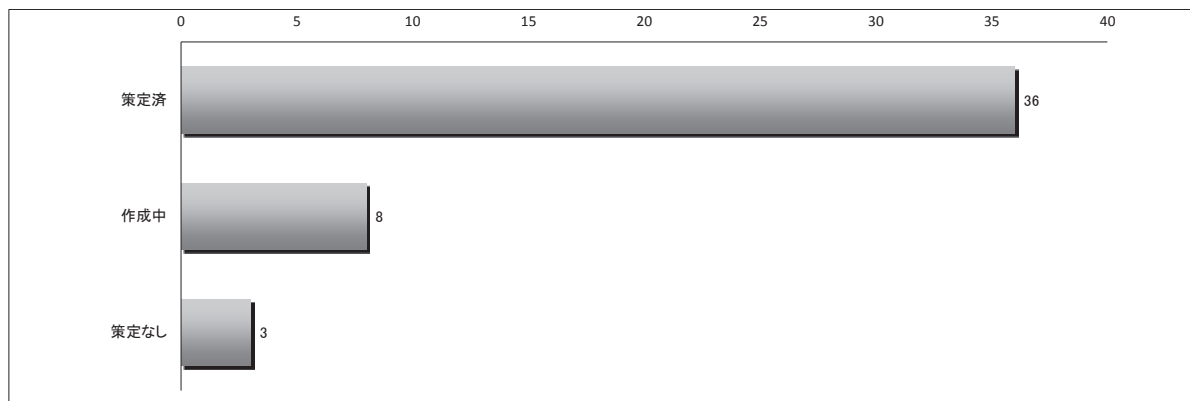
	国庫補助のみ	独自財源のみ	その他
都道府県数	24	6	1
割合	77%	19%	4%



(13) 都道府県における指針の策定状況（複数回答有）

都道府県における指針の策定状況については44団体が策定しているが、当調査実施時点で策定していない都道府県は3団体（福島県、和歌山県、沖縄県）であった。

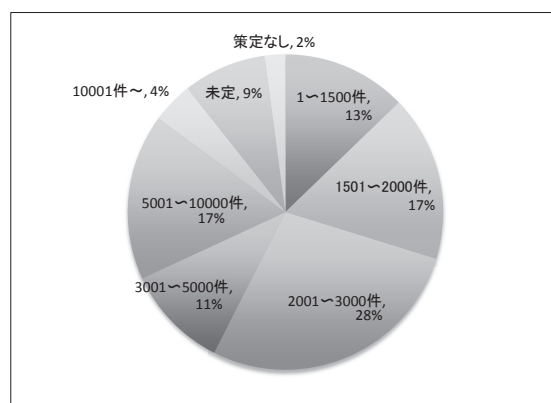
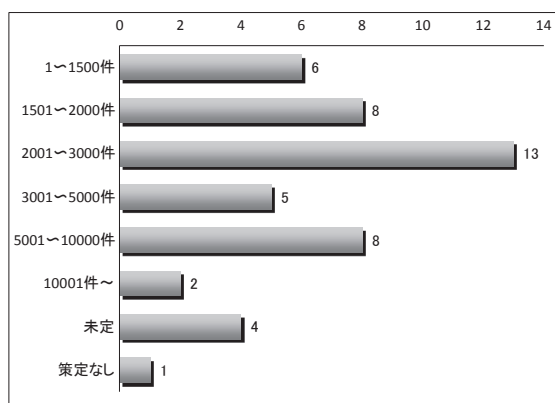
	策定済	作成中	策定なし
都道府県数	36	8	3
割合	77%	17%	8%



(14) 都道府県における公表対象事業所数（指針を策定している場合）

公表対象事業所数は、次表。図のとおりである。

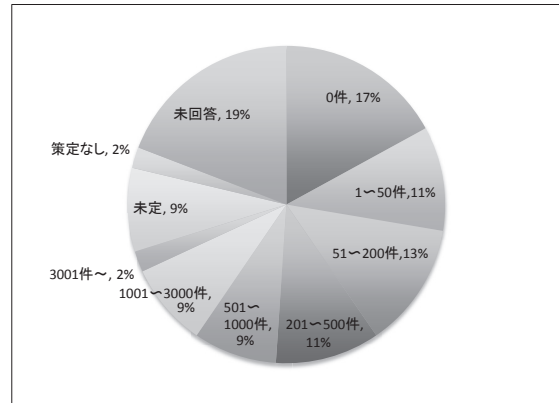
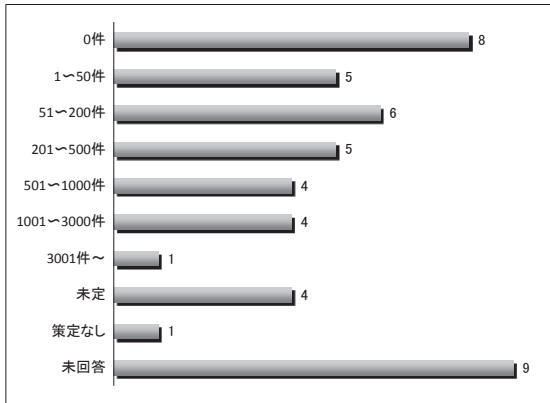
	1～1500件	1501～2000件	2001～3000件	3001～5000件	5001～10000件	10001件～	未定	策定なし
都道府県数	6	8	13	5	8	2	4	1
構成比	13%	17%	28%	11%	17%	4%	9%	2%



(15) 都道府県における調査対象事業所数（指針を策定している場合）

調査対象事業所数は、次表。図のとおりである。

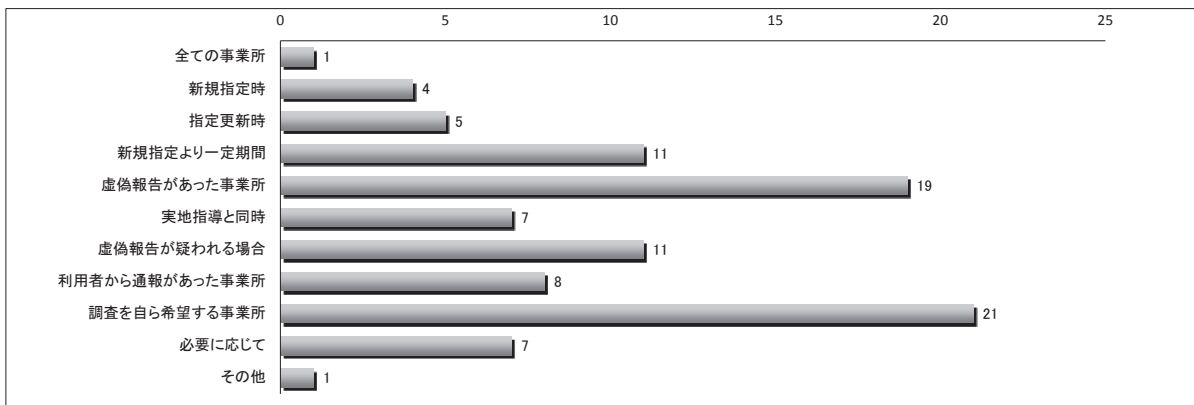
	0件	1～50件	51～200件	201～500件	501～1000件	1001～3000件	3001件～	未定	策定なし	未回答
都道府県数	8	5	6	5	4	4	1	4	1	9
構成比	17%	11%	13%	11%	9%	9%	2%	9%	2%	19%



(16) 調査を行う際の調査対象事業所種別（複数回答有）

調査を行う際の対象事業所は、調査を希望する事業所や虚偽報告があった、あるいは虚偽報告の疑いがある事業所を調査対象とする都道府県が多い。

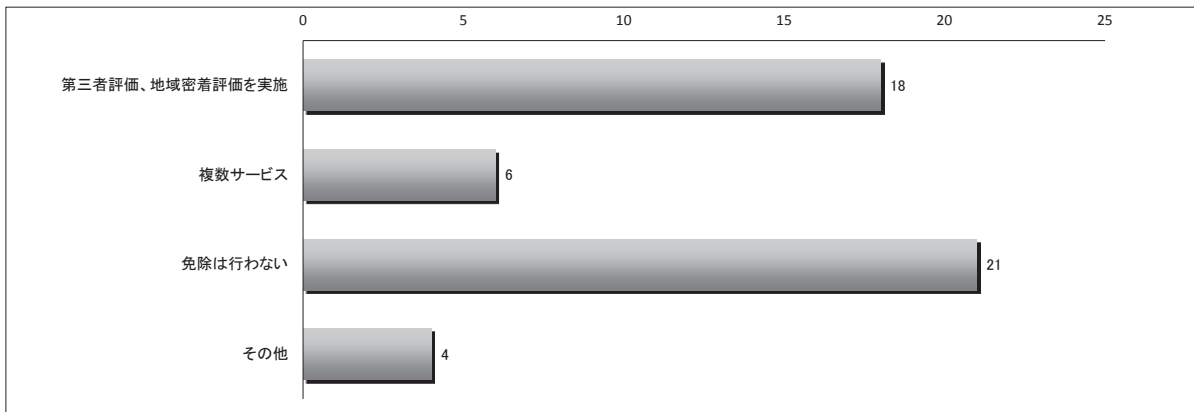
	都道府県職員数	割合
全ての事業所	1	2%
新規指定時	4	9%
指定更新時	5	11%
新規指定より一定期間	11	23%
虚偽報告があった事業所	19	40%
実地指導と同時	7	15%
虚偽報告が疑われる場合	11	23%
利用者から通報があった事業所	8	17%
調査を自ら希望する事業所	21	45%
必要に応じて	7	15%
その他	1	2%



(17) 訪問調査を免除する際の要件（複数回答有）

第三者評価、外部評価を受けた事業所は公表調査を実施しない規定を設けている都道府県が18団体となっている。調査免除を行わない都道府県が21団体と最も多いが、調査対象を限定して調査を行っている都道府県が多く、調査免除という概念がないことと推測される。

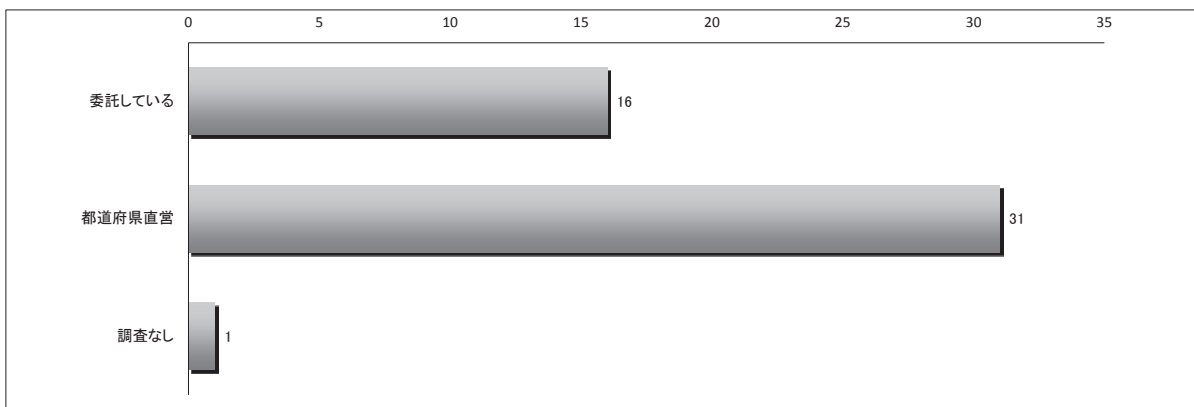
	第三者評価、地域密着評価を実施	複数サービス	免除は行わない	その他
都道府県数	18	6	21	4
割合	38%	13%	45%	9%



(18) 都道府県における調査機関の委託状況（複数回答有）

調査事務を直営で行っている都道府県が31団体である。これはそもそも調査件数が少ないことや、調査自体を必要に応じた際に実施することに起因していると推測される。調査事務を委託している都道府県も16団体ある。

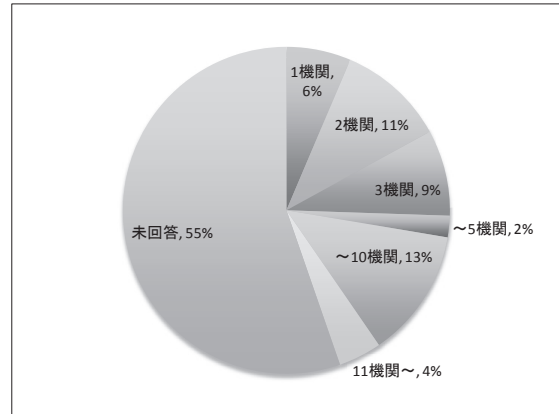
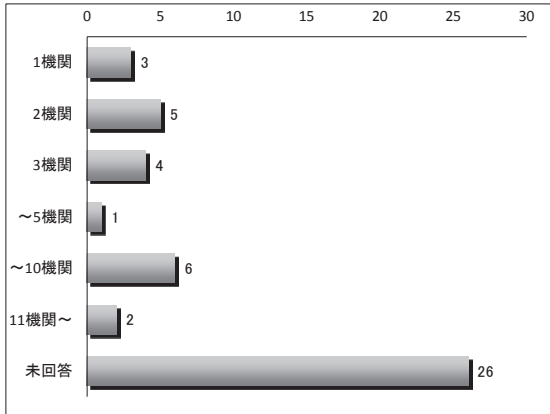
	委託している	都道府県直営	調査なし
都道府県数	16	31	1
割合	34%	65%	2%



(19) 都道府県における調査機関の指定機関数

調査業務を行う指定調査機関は、次表。図のとおりである。

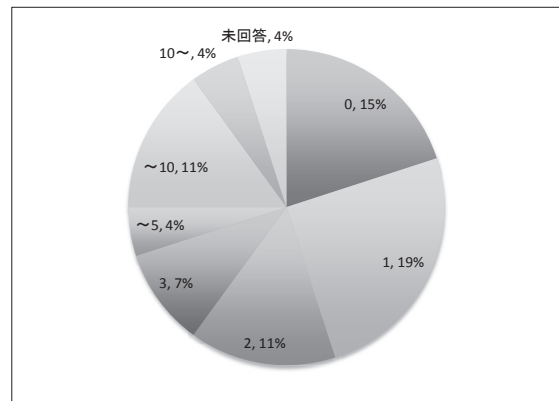
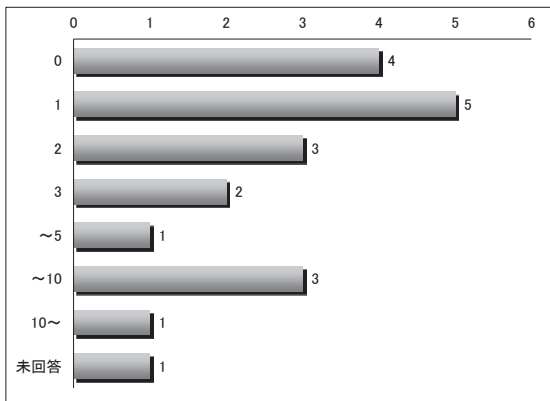
	1機関	2機関	3機関	~5機関	~10機関	11機関~	未回答
都道府県数	3	5	4	1	6	2	26
構成比	6%	11%	9%	2%	13%	4%	55%



(20) 調査機関を指定している場合、実際に委託している調査機関数

指定機関数と委託機関数が一致していないことから、都道府県によっては、指定調査機関の全てに調査業務を委託していない実態がうかがわれる。

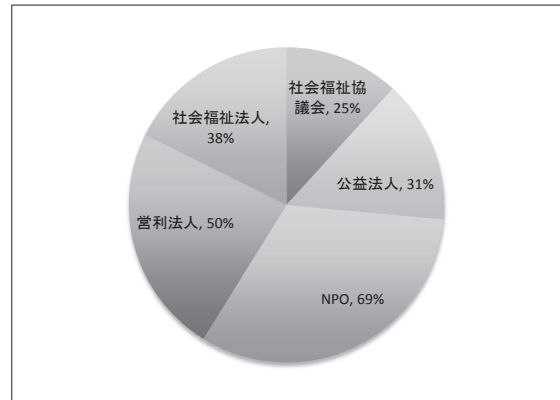
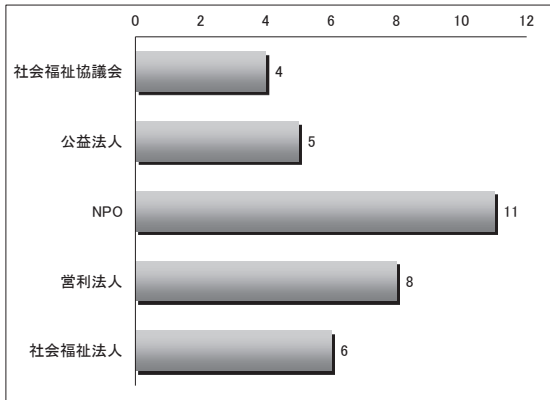
	0	1	2	3	~5	~10	10~	未回答
都道府県数	4	5	3	2	1	3	1	1
構成比	15%	19%	11%	7%	4%	11%	4%	4%



(21) 都道府県における調査機関の委託法人種別

調査事務の委託先はNPOが最も多く11団体となっている。次いで営利法人が8団体と続いている。

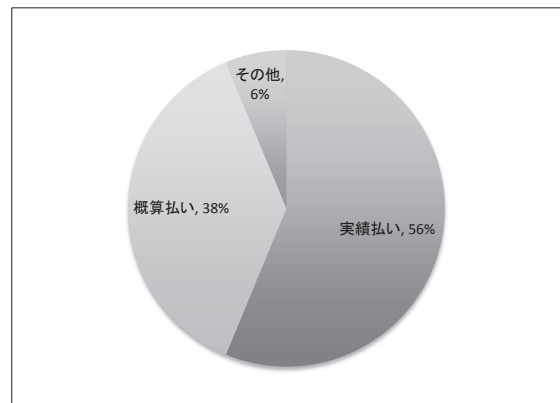
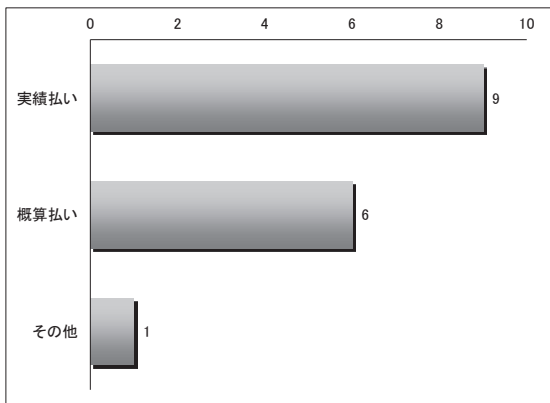
	社会福祉協議会	公益法人	NPO	営利法人	社会福祉法人
都道府県数	4	5	11	8	6
構成比	25%	31%	69%	50%	38%



(22) 都道府県における調査機関の委託契約形態

調査機関の委託契約形態についてみると、実績払いが9団体、概算払いが6団体となっている。

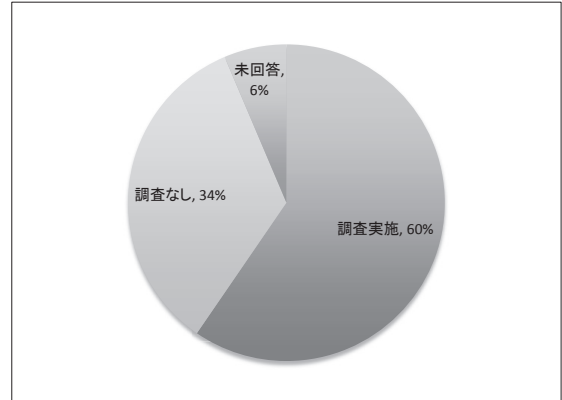
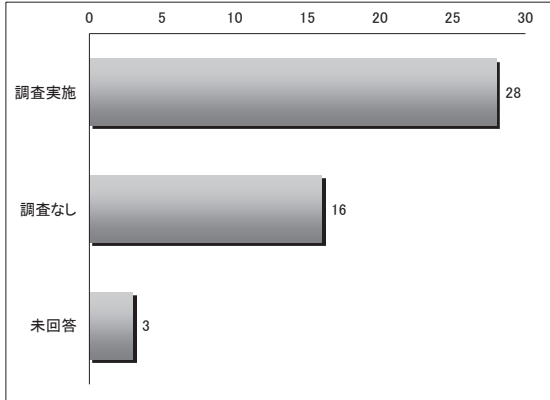
	実績払い	概算払い	その他
都道府県数	9	6	1
構成比	56%	38%	6%



(23) 平成24年度既存事業所への調査の実施状況

既存事業所への調査の実施状況についてみると、調査を行う都道府県が28団体であり、調査を実施しない都道府県が16団体となっている。

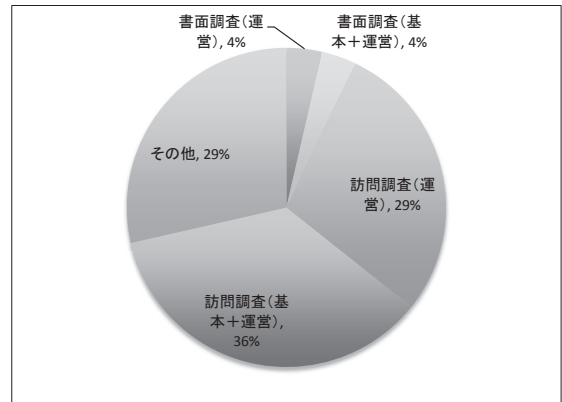
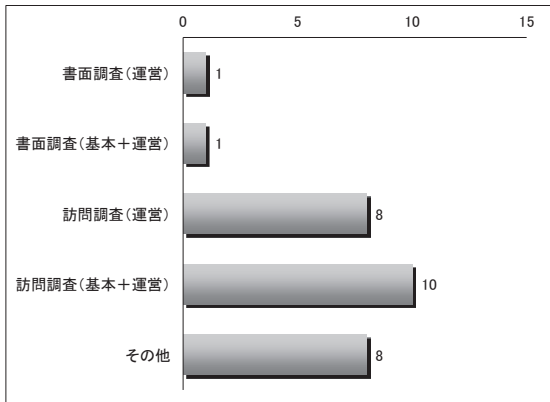
	調査実施	調査なし	未回答
都道府県数	28	16	3
構成比	60%	34%	6%



(24) 調査を行う際の既存事業所への調査実施手法

既存事業所への調査方法についてみると、基本情報及び運営情報について訪問調査を実施する都道府県が10団体と最も多く、次いで運営情報の調査のみが8団体と続いている。

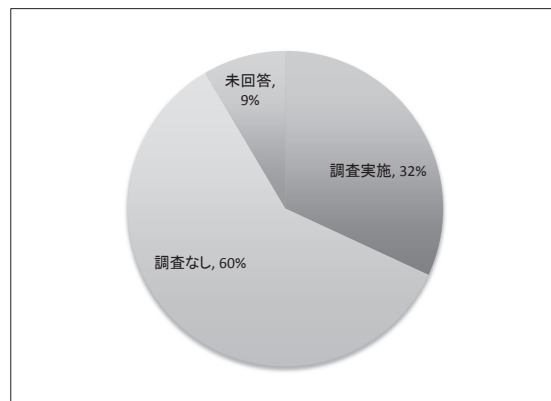
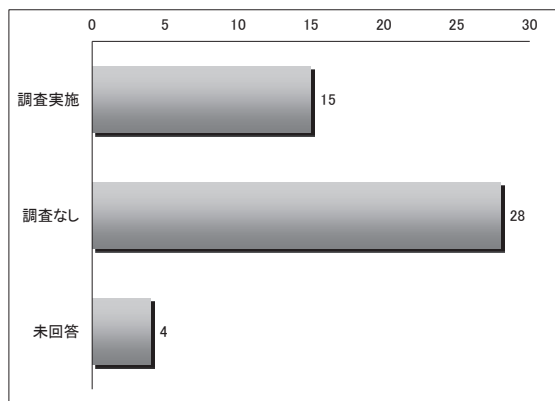
	書面調査（運営）	書面調査（基本＋運営）	訪問調査（運営）	訪問調査（基本＋運営）	その他
都道府県数	1	1	8	10	8
構成比	4%	4%	29%	36%	29%



(25) 平成24年度新規開設事業所への調査の実施状況

新規事業所への調査についてみると、調査を実施しない都道府県が28団体であり、調査を実施する都道府県が15団体となっている。

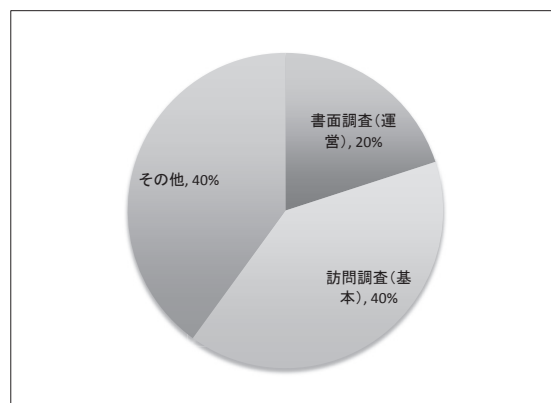
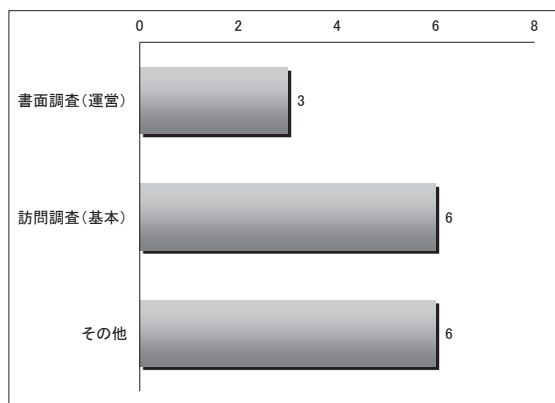
	調査実施	調査なし	未回答
都道府県数	15	28	4
構成比	32%	60%	9%



(26) 調査を行う際の新規事業所への調査実施手法

新規事業所への調査についてみると、訪問調査を行う都道府県が6団体、書面調査を行う都道府県が3団体となっている。

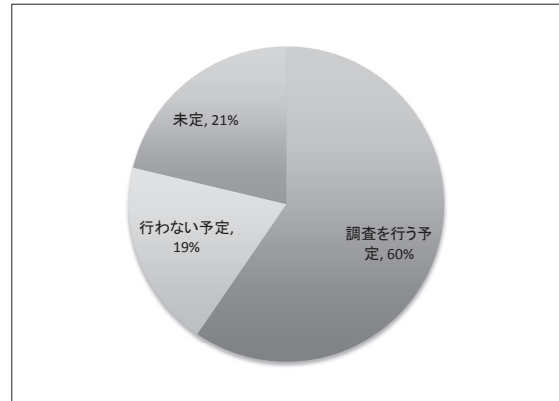
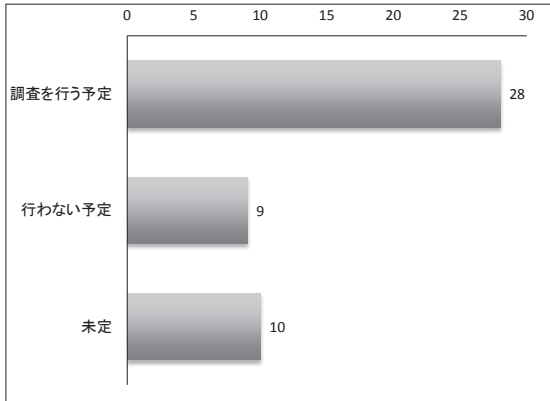
	書面調査（基本）	訪問調査（基本）	その他
都道府県数	3	6	6
構成比	11%	40%	33%



(27) 次年度以降の調査実施予定

次年度以降に調査を実施する予定である都道府県は28団体であり、調査を実施しない予定の都道府県は9団体である。

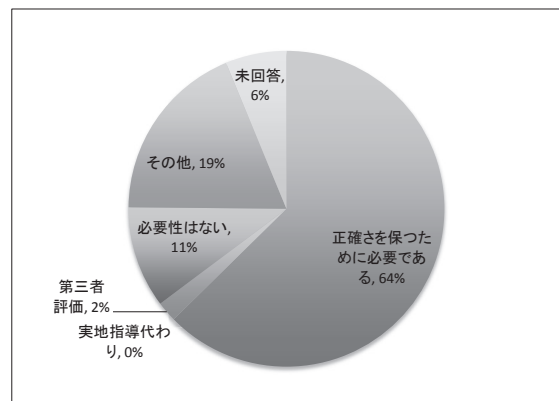
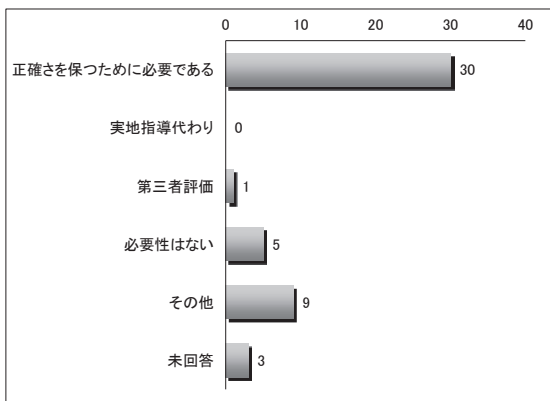
	調査を行う予定	行わない予定	未定
都道府県数	28	9	10
構成比	60%	19%	21%



(28) 公表制度における調査の役割

公表調査の役割について確認したところ「正確性を保つために必要である」と考えている都道府県が30団体あり、必要性を感じていない都道府県は5団体であった。

	正確性を保つために必要である	実地指導代わり	第三者評価	必要性はない	その他	未回答
都道府県数	30	0	1	5	9	3
構成比	64%	0%	2%	11%	19%	6%



(29) 公表制度の運用課題について（自由回答）

公表制度を運用する際の課題について自由に記載してもらったところ、制度の利活用や普及啓発に関するコメントが多数寄せられた。次にその意見をカテゴリごとに示す。

① 制度の利活用・普及啓発について

- ・制度の活用を促進するため、県民への普及啓発を進めることが課題
- ・公表制度の利活用の促進を図ることが必要。制度自体不要とする意見も事業者間には多い。
- ・公表情報を利用者、家族、介護支援専門員等にももっと見てもらう、もっと活用してもらうための工夫が必要。
- ・公表制度によりオープン化されている情報を活用し、事業所を選択している利用者の割合は決して高くないと思われる。制度として存在し、相応の公費を投入し運用している以上、活用の度合を高めていくことが重要と考える。
- ・利用者、事業者に対する制度の周知、利用促進
- ・制度について知られていないため利活用されていない。
- ・公表制度及び公表システムが、介護保険サービスをこれから受けようとしている方やサービスを必要としている方に助言をしようとしている方、或いは介護事業所で働いてみようと思っている方など多くの方々に利用していただくことが何よりも重要であると思う。
- ・利活用を進めることにより介護サービス事業所側から見ても価値のある制度となり、それが事業所の質の向上に繋がるなど、より意義のある制度へと深化していくものと思う。

② 情報の正確さについて

- ・当県において調査については実地指導と同時としているが、人員体制も非常に厳しく実地指導件数に限りがあり、事業所への調査が数年間行われなことも想定されるため、情報の正確さを保つための方策が必要である。
- ・事業者選択に資する内容の情報提供及び公表される情報の正確さが重要である。
- ・情報の正確性、透明性の確保が重要である。
- ・各都道府県において制度の運用が異なるため制度の公平性、報告内容の正確性を維持することが困難であることが課題である。

③ 都道府県の負担について

- ・法改正の趣旨である「手数料によらず運営できる制度」へ変更するにあたり、県直営で実施することとしたが、マンパワーの確保が課題である。
- ・本県では今年度から県直営による制度運用で実施することとなるが、事業者から報告される膨大な情報の正確性を限られた人員でいかに確保するかまた、円滑に制度を運用するか

検討する必要がある。

- ・事務や費用負担の面から県の負担も非常に大きくなっている。

④ その他の意見

- ・政令・中核市に調査権限等の移譲を検討する必要がある。
- ・都道府県の有する事業者指定の情報と突合する機能がいないため不便である。
- ・調査については、事実確認に限られているため、事業所からの相談に応じることが出来ない。
- ・調査を希望して受診した事業者へのインセンティブがない。
- ・調査及び手数料廃止としていた国の方針が転換され、県において必要な調査を行うこととされたが、既に廃止済みの手数料復活は、事業者側の理解を得るのが困難と考える。
- ・情報の随時更新を促す仕組みが必要である。

(30) 公表制度に関する要望等（自由回答）

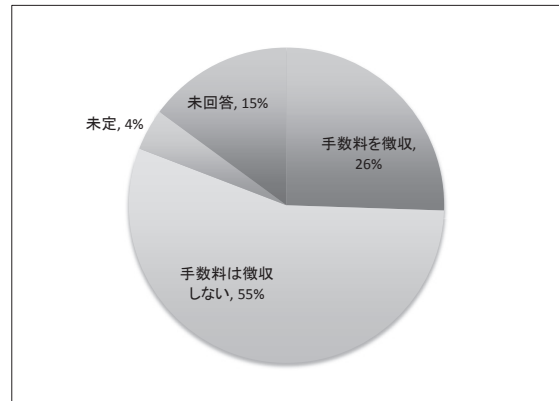
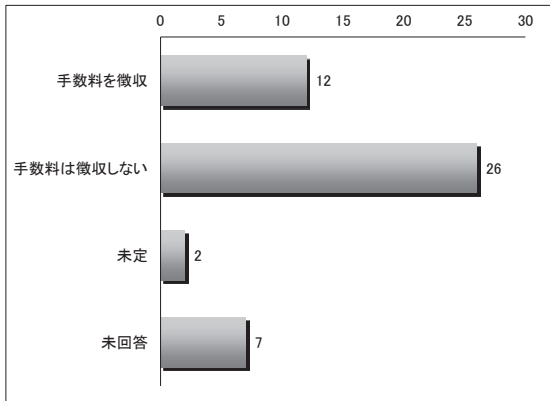
公表制度を運用する際の課題について自由に記載してもらったところ、次のような意見が寄せられた。

- ・調査の実施方法については、全国で一律の制度であるにも関わらず、各都道府県バラバラになっていることから、国において統一的な実施方法を示して欲しい。
- ・公表内容の正確さを保つためには、公表主体を一律県にするよりも、指定権者とするべきである。
- ・他の県でも既に意見が出ており、事業所がインターネットで報告する際に入力方法等の疑問点の照会先として各都道府県（担当職員）ではなく、効率的な運用が図られるよう、国で一括してコールセンター等設置してもらいたい。
- ・都道府県が管理する管理台帳システムとのデータ連携ができるシステムを構築してもらいたい。
- ・指定事業者の情報システムや業務管理体制のシステムと連携できるようになることを希望する。
- ・各事業所における報告事務の簡略化が必要である。
- ・平成18年度発足時の全国一律の平等な情報公表するといった理念は今回の制度改正でなくなった。施設等情報は必要であると思うが、公表制度自体は費用対効果や県や事業者の負担を考えると廃止すべきである。

(31) 平成25年度以降の手数料の徴収状況

平成25年度以降は、手数料を徴収しない予定の都道府県が26団体あり、手数料を徴収する予定の都道府県は13団体である。

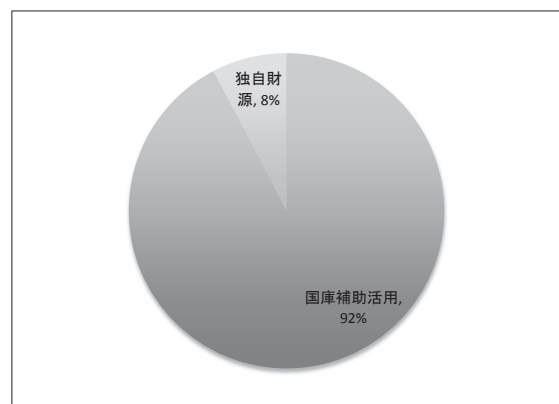
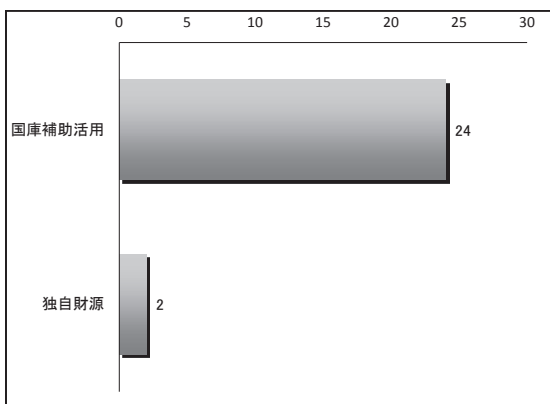
	手数料を徴収	手数料は徴収しない	未定	未回答
都道府県数	12	26	2	7
構成比	26%	55%	4%	15%



(32) 平成25年度以降の手数料を徴収しない都道府県における国庫補助の活用状況

平成25年度以降手数料を徴収しない予定の都道府県においては、国庫補助の活用を期待している都道府県が24団体と多くなっている。

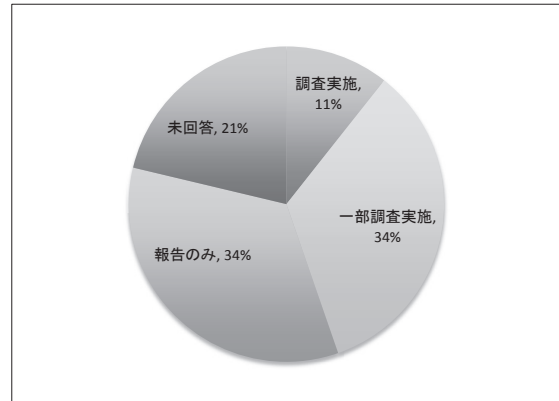
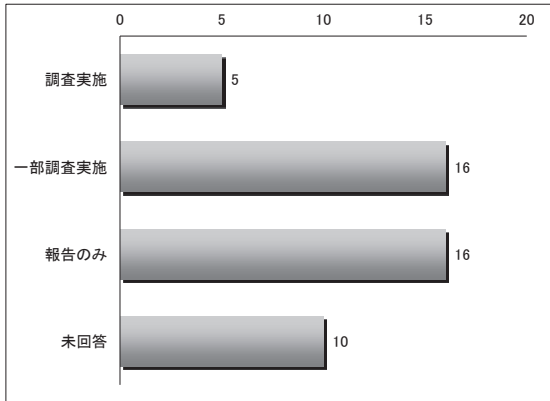
	国庫補助活用	独自財源
都道府県数	24	2
構成比	92%	8%



(33) 平成25年度既存事業所への調査の実施予定

平成25年度の既存事業所への調査の実施予定についてみると、「一部調査を実施する」を含む、調査を実施する予定の都道府県は22団体であり、報告のみは16団体である。

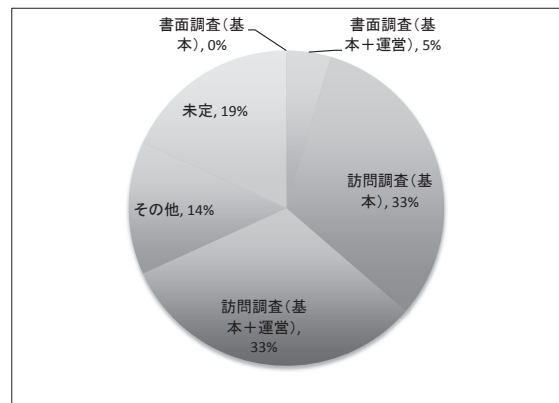
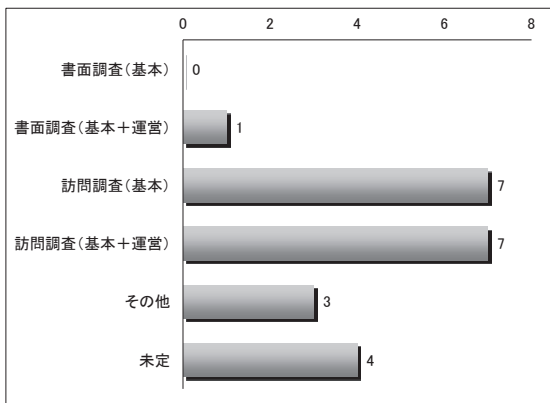
	調査実施	一部調査実施	報告のみ	未回答
都道府県数	5	16	16	10
構成比	11%	34%	34%	21%



(34) 調査を行う際の既存事業所への調査実施手法

既存事業所への調査方法についてみると、事業所を訪問して「基本情報」、「基本情報及び運営情報」を調査する都道府県が15団体であり、書面調査については1団体となっている。

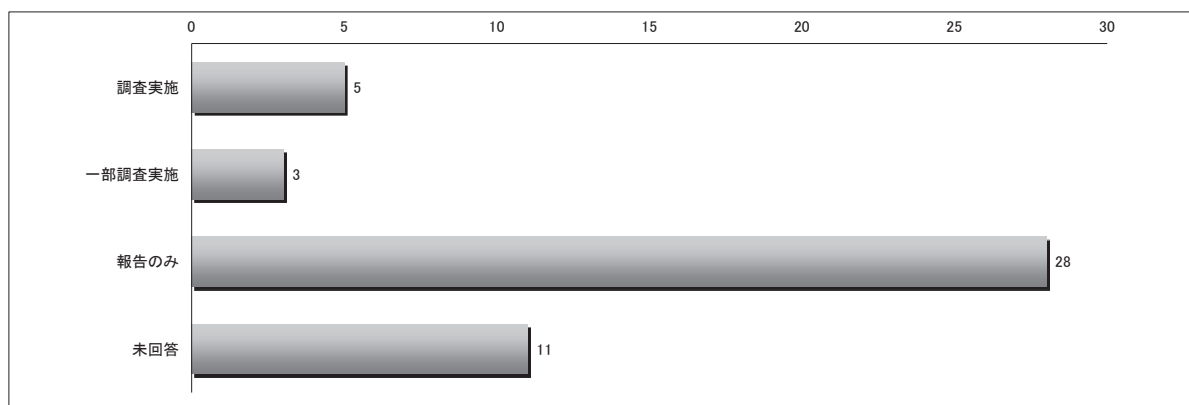
	書面調査 (基本)	書面調査 (基本+運営)	訪問調査 (基本)	訪問調査 (基本+運営)	その他	未定
都道府県数	0	1	7	7	3	3
構成比	0%	5%	33%	33%	14%	14%



(35) 平成25年度新規事業所への調査の実施予定（複数回答有）

平成25年度の新規事業所への調査の実施予定についてみると、報告のみを行う都道府県が28団体となっており、「一部調査を実施する」を含む、調査を実施する予定の都道府県は9団体である。

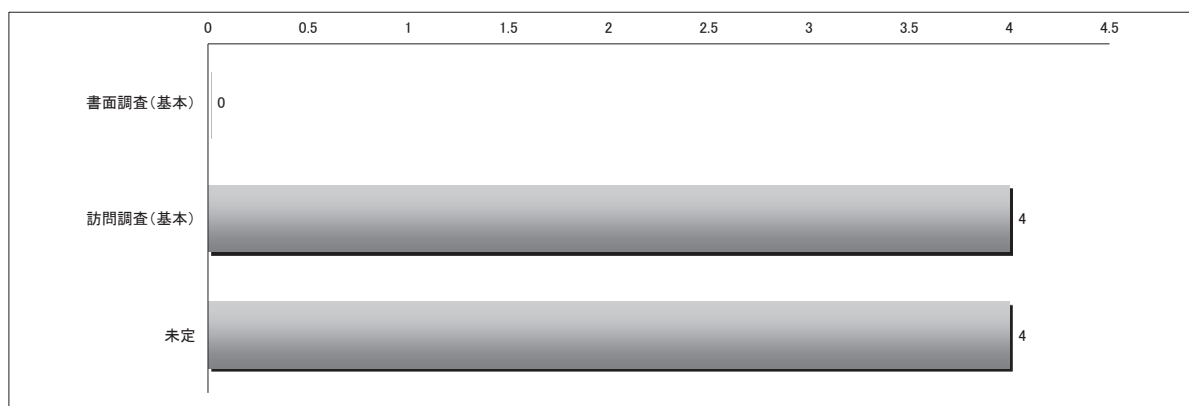
	調査実施	一部調査実施	報告のみ	未回答
都道府県数	5	3	28	11
割合	11%	6%	60%	23%



(36) 調査を行う際の新規事業所への調査実施手法（複数回答有）

新規事業所への調査方法についてみると、集計時点で基本情報の訪問調査を予定している都道府県が5団体である。

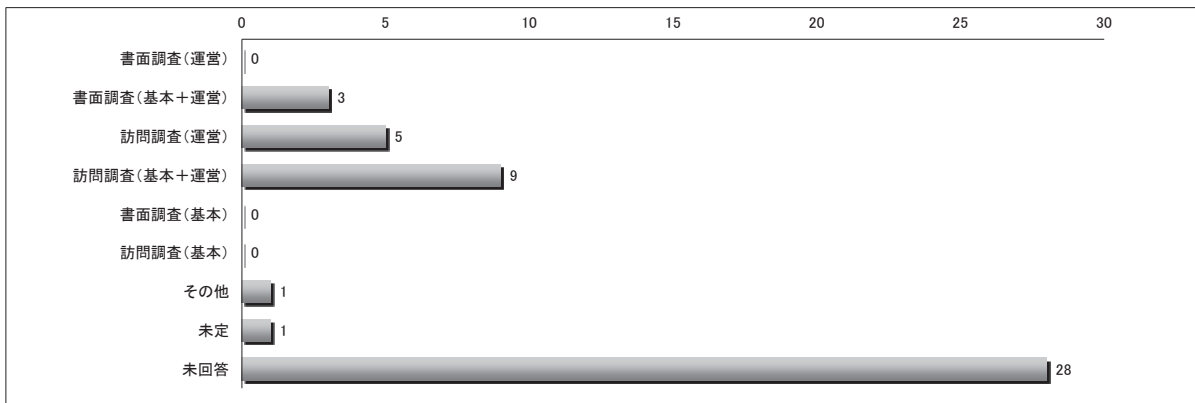
	書面調査（基本）	訪問調査（基本）	その他	未定
都道府県数	0	4	1	3
割合	0%	50%	13%	37%



(37) 平成25年度調査希望事業所への調査実施手法（複数回答有）

平成25年度の調査希望事業所への調査方法についてみると、書面による調査を予定している都道府県が3団体であり、訪問調査を予定している都道府県は14団体となっている。

	書面調査 (運営)	書面調査 (基本+運営)	訪問調査 (運営)	訪問調査 (基本+運営)	書面調査 (基本)	訪問調査 (基本)	その他	未定	未回答
都道府県数	0	3	5	9	0	0	1	1	28
割合	0%	6%	11%	19%	0%	0%	2%	2%	60%



(38) 平成25年度その他の調査対象及び調査手法

平成25年度のその他の調査対象についてみると、「虚偽が疑われる事業所、利用者から通報があった事業所」へ訪問調査※を予定している都道府県が多い。

	虚偽が疑われる事業所、利用者から通報があった事業所	指定を受けた翌年度	調査が必要と認められた事業所	未回答
都道府県	8	2	1	36
構成比	17%	4%	2%	77%

※回答いただいた調査手法につき、有効回答全てが「基本情報と運営情報の訪問調査」であった。

